

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「保険契約者の総数が千人を超えない範囲内において内閣府令で定める数を超えない保険事業」について、登録者数が千人規模の保険事業者が、多額の投資をして当該情報システムを導入する価値があるのかが疑問です。</p> <p>保険契約者の総数で制限をかけるのではなく、契約者のうち情報システムの利用を希望する者の人数に対して制限をかけるほうが、大手の保険事業者も規制のサンドボックス制度を利用しやすいのではないかと考えるのですがいかがでしょうか。</p>	<p>少額短期保険業者は、制度上、過大なリスクとなる再保険の引受けが禁止されておりますが、本件は生産性向上特別措置法に基づく特例措置を講じて新技術等実証計画を行うものであり、一定のリスクの範囲内であれば再保険の引受けができるよう対象者の人数等を限定しているものです。</p> <p>大手の保険事業者が何を指しているのか不明ですが、例えば損害保険会社であれば再保険の引受けは法令上の制限はありません。</p>
2	<p>各共済団体において、保険業法に抵触しないよう保険業法施行令第一条の四第二項等を遵守した業務運営や財産管理が行われること、および保険法の規律を遵守した適正な対応が行われることが本実証の前提である、という理解でよいか。</p> <p>少額短期保険業ではセーフティネットへの加入義務が無いなど規制が軽減されていることを踏まえて取扱商品が限定されていることから、取扱商品拡大の是非を検討するに当たっては、一保険者に対する債務額が過大なものとならないようにという消費者保護の観点や事業者の健全性の観点が必要である、との理解でよいか。</p>	<p>生産性向上特別措置法施行令の改正案及び当該施行令の規定に基づく内閣府令案に対するコメントではないと考えられるため、御意見として承ります。</p> <p>なお、新技術等実証計画を行う場合に保険業法及び他の法令に違反することが許容されているものではありません。</p> <p>また、新技術等実証計画を行った後、規制緩和を行うかどうかは、当該実証計画によって得られる様々なデータの検証や保険業法上の保険契約者等の保護の必要性等を総合的に勘案して検討することになります。</p>
3	<p>保険業法にて従前より用いられてきた「電子情報処理組織」という用語又は「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術」という用語の意味と、本案にある「情報システム」という用語の意味の違いについてご教示いただきたい。また、「情報システム」と、「電子情報処理組織」又は「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術」のいずれか一方が同一の意味である場合には、法に合わせたい。</p>	<p>保険業法における「電子情報処理組織」、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術」と本政令案の「情報システム」については、本政令案が生産性向上特別措置法に基づく新技術等実証計画に記載される新技術である情報システムを指しているものであり、同一の意味ではなく、また、その違いについて明確に区分できるものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>生産性向上に小規模共済制度がどう寄与するのかピンときません。</p> <p>またこの共済制度で誰にどんな利点があるのか不明です。政令では「保険契約者の総数が千人を超えない範囲内において…保険金額が保険契約者につき 80 万円を超えない範囲内において…」という数字設定の根拠は不明だし、内閣府令に落とし込むとその数字が百人と 10 万円という数字になっている根拠も不明。基準設定の根拠を明確にすべき。</p>	<p>少額短期保険業者は、制度上、過大なリスクとなる再保険の引受けが禁止されておりますが、本件は生産性向上特別措置法に基づく特例措置を講じて新技術等実証計画を行うものであり、一定のリスクの範囲内であれば再保険の引受けができるよう対象者の人数等を限定しているものです。</p>